

2022年5月20日

各位

会 社 名 高 砂 鐵 工 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 山田 健司 (コード番号 5458 東証スタンダード) 問合せ先 総 務 部 長 大熊 健之 (TEL 03-5399-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第150期定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に 定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を 新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3)上記(1)(2)の条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。
- (4)上記(1)(2)の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。 なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

(一)					
現行	定	款	変	更	案
(新	設)		会参考 子提供 2 当会社 務省令 て、議	置等) 土は、株主総会の招集に 書類等の内容である情 措置をとる。 は、電子提供措置をとる で定めるものの全部又は 大権の基準日までに書面 に対して交付する書面に	報について電 事項のうち法 は一部につい i交付請求をし
			を要し	ないものとする。	
第4章 取締役及び取締役会			第4章 取締役及び取締役会		
第 <u>18</u> 条~第 <u>30</u> 条【条文省略】			第19条~第31条【現行どおり】		
第5章 監査等委員会			第5章 監査等委員会		
第 <u>31</u> 条~第 <u>35</u> 条【条文省略】			第32条~第36条【現行どおり】		
第6章 会計監査人			第6章 会計監査人		
第 <u>36</u> ~第 <u>38</u> 条【条文省略】			第37条~第39条【現行どおり】		
第7章 計算			第7章 計算		
第 <u>39</u> 条~第 <u>41</u> 条【条文省略】			第 <u>40</u> 条~第 <u>42</u> 条【現行どおり】		
(附則)			(附則)	_	
1【条		{ }	1 【現行と		
(新 	設)		(1)定款第	会資料の電子提供に関 18条(電子提供措置等 9月1日から生ずるものと	手)の新設は、
(新	設)		(2)前項の 6か月」	規定にかかわらず、2022 以内の日を株主総会の日 集手続きについては従育	年9月1日から とする株主総
(新	設)		(3)附則23	乗子続さに メ・ては従用 頁(1)から(3)は、2022年9 過した日にこれを削除す	月1日から6か

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月24日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年6月24日
- (注)上記の内容につきましては、2022年6月24日開催予定の当社第150期定時 株主総会において承認可決されることを条件といたします。